

愛媛県立松山商業高等学校 運動部活動に係る活動方針

【はじめに】

スポーツ庁が平成30年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」ならびに愛媛県が平成30年6月に策定した「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」に則り、本校における運動部活動の在り方に関する方針を以下のように定める。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 各運動部顧問は年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに月毎の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長へ提出する。
- (2) 校長は、月毎の活動計画及び活動実績を確認し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (3) 活動計画についてはホームページで公開する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び運動部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止に努め、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 熱中症事故防止の観点から、各種情報に十分留意しながら、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等も参考に、活動方法や内容、活動時間・活動場所の変更や活動の中止等を視野に入れながら対応する。
- (3) 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

休養日の設定および活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることと、本校の活動環境（校内の施設を交代制で使用する、本校の第2グラウンドまで移動して活動する、校外の施設で活動する、本校が会場となる各種大会開催の都合等）及び各競技種目の特性等を考慮しながら、本方針の趣旨を逸脱することなく以下のとおりに基準を定める。

- (1) 休養日は、年間平均して週当たり2日程度確保するように努める。各学期中においては、週当たり1日以上休養日の確保に努める。
（計画していた休養日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- (2) 長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設けることに努める。

(3) 1日の活動時間は、年間平均して平日では3時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うことに努める。(公式大会を控えた時期、合宿・遠征及び他校等との合同練習、研修会、練習試合等を実施する場合は、この時間に限らない。)

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

社会体育で継続して活動している生徒が、公式大会、各種大会に参加を希望する場合、その活動状況を考慮しながら顧問を配置して、大会に参加できるように努める。

5 学校単位で参加する大会等の精査

校長は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会等に参加することが生徒や顧問にとって過度の負担とならないよう、参加する大会数等の上限の目安を定めるなど、参加する大会等を精査する。

6 その他

1「適切な運営のための体制整備」、3「適切な休養日等の設定」については、文化部、生産部、奉仕部についても、その内容に準じた活動を行う。